

瀬戸市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市規則第 6 号

瀬戸市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年瀬戸市規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(年次休暇以外の休暇) 第 5 条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員（第 9 号及び第 1 0 号に掲げる場合にあつては、市長が定める会計年度任用職員に限る。）に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。 (1)から(8)まで <省略> (9) <u>9 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある</u> 子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、その子の <u>看護等</u> （負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、 <u>疾病</u> の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和 3 3 年法律第 5 6 号）第 2 0 条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事	(年次休暇以外の休暇) 第 5 条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員（第 9 号及び第 1 0 号に掲げる場合にあつては、市長が定める会計年度任用職員に限る。）に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。 (1)から(8)まで <省略> (9) <u>小学校就学の始期に達するまでの子</u> （配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、その子の <u>看護</u> （負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話 <u>又は疾病</u> の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話を <u>行う</u> ことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において 5 日（その養育する <u>小学校就学の始期に達するまでの子</u> が 2 人以上の場合にあつては、1 0 日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一

<u>のうち市長が定めるものへの参加をすること</u> をいう。) のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日 (その養育する<u>9歳に達する日以後の最初の</u> <u>3月31日までの間にある</u>子が2人以上の場合 にあつては、10日) (勤務日ごとの勤務 時間の時間数が同一でない会計年度任用職員 にあつては、その者の勤務時間を考慮し、市 長が定める時間) の範囲内の期間 (10)から(16)まで <省略> 2 及び 3 <省略>	でない会計年度任用職員にあつては、その者の 勤務時間を考慮し、市長が定める時間) の 範囲内の期間 (10)から(16)まで <省略> 2 及び 3 <省略>
---	--

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。